

テロ等準備罪こと

「共謀罪」

対策本部ニュース

NO. 2

PT改め

処罰の対象が「行為」でないのが問題！

Q: 前は先送りされたけれども、共謀罪のどこが問題なの？

A: 前回条文を見ておいてね、と言ったけれど、さて、この条文では、何が処罰されるのかな？

Q: 6条の2の第1項・・・と。わかりにくい条文ですね。結局、「計画」ですか・・・

A: その通り。これが最大の問題だ。今までは「共謀」と言っていたけれど、今度は「計画」。でも、それって一緒だよ。最大の問題は、処罰の対象が「行為」ではないということなんだ。

Q: ちょっとわかりにくいんですけど・・・

A: 了解。少し遡って話をしよう。この問題は、刑法の教科書では「犯罪とは何か？」という形で論じられている。犯罪は処罰の対象になるものだ。犯罪を犯した人は処罰される。つまり生命、身体、自由や財産を侵害される。だから、犯罪とは何か？どこまでを犯罪とすることができるか？一というのは、人権保障を考えるにあたって大問題なんだね。そして、刑法の大原則として、犯罪は「行為」(意思に基づく身体の動静)でなければならないとされている。つまり、思想・信条・意思は、行為に至らない限り、処罰されない。だから、まだ「行為」に至らない「共謀」とか「計画」の段階で処罰するというのは、大変なことなんだよ。

Q: 今、人権保障といったけれど、憲法との関係では何条が問題になるんですか？

A: おそらく、これは、まず、憲法13条の問題だ。憲法では、基本的人権を制約される原理は一つしかない。それが13条の「公共の福祉」だ。では、この公共の福祉とは何か？憲法学の通説では、人権相互の調整の原理だとされている。つまり、他人の権利を侵害してはいけないということだね。これは、刑法の分野では「法益の侵害」ともいわれる。そして、思想・信条・意思、あるいは意思の合致(共謀)だけで他人の権利＝法益を侵害することなどできない。超能力者でなければね(笑)。だから、「行為」に至ってはじめてこれを犯罪とし、処罰＝人権を制約することができる。この原則を無視することは、人権制約の範囲をべらぼうに広げるもので、13条に違反することになるはずだ。

本当は刑法の根本改正

Q: ええっ、じゃあ大問題じゃないですか。

A: だからそうだって(笑)。こんな大問題は、本来なら、「刑法」の大改正として議論すべきだよ。刑法は、「未遂」についてちゃんと条文を置いている(42条、43条)。それ以前の「共謀」「計画」の段階からこんなに広く処罰するなら、刑法自体を「改正」しないと。まあ、そうしたら、憲法との関係がいやでも問題になってしまうだろうけど。

あるいは、ちょっと刑法に詳しい人なら、共同正犯(刑法60条)に「共謀共同正犯」も含まれるか一という議論を知っているだろう。でも、この議論でも、共謀に参加した者のうち、誰かが「犯罪を執行すること」、つまり「行為」をすることが前提になっている。これは60条の条文を見れば当然だ。それなのに、行為なしに共謀だけで処罰するというのは、たいへんなことだよ。だから、特別法にちょっと条文を付け加えるなんてレベルの話では全然無いんだ。

何が処罰されるのかわからない！

A: 他にも問題がある。さて、今回の条文を見て、何をしたら処罰されるかわかったかな？

Q: いや、さっぱり・・・

A: そうだろうね。長期4年以上の刑が定められている罪について「計画」することが処罰されるんだけど、「長期4年以上の刑が定められている罪」は何百とある。弁護士だって覚えてない(笑)。

くせ者は、刑法以外の特別法だ。たとえば、今回は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」という、これまた最近(平成11年)にできた法律に「6条の2」を追加するという形で共謀罪を成立させようとしている。そして、この法律の3条1項では、刑法では4年未満とされている罪が、ことごとく4年以上になっている。特に気になるのは「組織的強要」や「業務妨害」「建造物損壊」とかね。不当な業者相手に、座り込みをして、代表者出てこい！と「強要」したり、営業車両の出入りを「妨害」するのもアウト。壁を破ったりするのもアウト…実はこれ、みんな、昔、産廃業者相手に僕が住民達と「共謀」したことなんだけどね(苦笑)。

しかも、どの段階からどんなふうにしたら「計画」と認定されるのか。形の無いものだから、わけ分からないよね。「めくばせ」しただけでアウトというの、あながち的外れじゃない。

こういう「何が処罰されるかわからない法律はダメだ」という考えを、「罪刑法定主義」という。これは適正手続きを求める憲法31条の要請だ。共謀罪は、この罪刑法定主義に反するという指摘は、あちこちからされているね。

### 思想・良心の自由も危ない

Q: ふーん。でも、そんなに処罰の範囲を広げたら、刑務所が一杯になってしまいませんか？

A: いい質問だ！ つまり、この法律は、思い切り処罰の範囲を広げた上で、誰を処罰するかを警察が「選ぶ」ことになる。そのとき、戦前の治安維持法のような運用がされるおそれがあるんだね。政府の方針と違う考えを持つ人達を根こそぎ捕まえるための道具になりかねない。これは、憲法19条が保障する思想・良心への大変な脅威だよ。最初の話に戻るけれども、犯罪は「行為」でなければいけないとされてきたのは、まさに、そういう事態を回避するためでもあったんだ。

### 処罰されるのは「テロ」じゃない

Q: でも、今度の法案のタイトルは「テロ等準備罪」ですよ。そこに限定されるんじゃないですか？

A: そこが「ひっかけ」だ。今度の法案の条文の中にテロという言葉は入ってないよね。

Q: 確かに。でも、それはテロの定義がはっきりしないからではないんですか。まあ、それはそれで問題だけど…

A: それはそれで正しい。でも、実は、日本では、テロの定義が法律で定められている。これまた問題満載の法律だけでも、「特定秘密保護法」の12条2項1号の条文の中で、「テロリズム」が「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」と定義されている。つまり、法律では、テロとは殺人・傷害、施設などの破壊行為に限定された概念とされているんだ。それを何百もの犯罪に広げるとは、「等」が広すぎるやろ！ーと言いたくなるよね。

### 「準備行為」はオマケ

Q: さっき、条文を見て、何が処罰されるのかと聞かれたとき「準備行為」という言葉にもひっかかったんですが。これなら「行為」じゃないですか？

A: これもヒッカケだね。なるほど「資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われたときは」という言葉が入っているね。でも、よくよく読むと、これは処罰の「条件」ではあっても、処罰の「対象」じゃない。器物損壊罪の告訴と一緒に、いわゆる「処罰条件」というやつだ。これが加わったからといって、犯罪の対象が「行為」ではないという問題点が解決できるわけじゃない。準備行為がなくとも、「共謀」「計画」がないかを捜査できるし、それを理由に逮捕・勾留することもできるだろうね。できないのは、処罰すること、つまり裁判で有罪にすることだけだ。

しかも、この準備行為は、預金の引出とか、下見とか、日常ありふれた行為でいいと言われてる。だとすれば、これで歯止めになると考えるのは、相当に楽天的な考えと言えるだろうね。